

懲戒処分公表

次のとおり懲戒処分等を行いましたので、阿蘇市懲戒処分の指針に基づき、公表します。

1 【被処分者の所属、補職、年齢及び処分等の内容】

所属	補職	年齢	処分内容
総務部 波野支所	係長	50 歳代	懲戒処分（戒告）

2 【事件の詳細等】

本件は、令和 6 年 9 月 30 日付けで阿蘇市を退職した一般事務職の元職員が退職前に所属していた総務部波野支所の会計出納管理業務に担当者として従事し、波野支所会計窓口で納付された公金の一部を数回にわたり着服したものである。

被処分者は、係長職として、常に模範的な職務態度とともに、その職責以上の意識を持って職務に取り組み、担当係の業務管理、部下職員の指導育成など、重要な職責を有する立場にある。

今回の元職員による不祥事について、被処分者は、直属の上司でありながら波野支所会計窓口で納付された公金の一部を数回にわたり、着服していたことをいち早く察知し、未然に防ぐことができず、このような結果を生じさせた。

これらは、総務振興係を総括する係長の職としての適正さを欠き、服務上の義務に違反するものである。また、行政の信頼を大きく失墜させることになり、公務全体の信用を損ない、不名誉となるものである。

よって、地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、懲戒処分とし、戒告とした。

併せて、総務部長、波野支所長及び波野支所次長を訓告とした。

なお、職員の身分を有しない元職員に対する処分は、地方公務員法上、懲戒処分を科すことができない。

3 【処分日】

令和6年12月2日